

裁判員就任義務は 信教の自由の保障に反するか

田近 肇（岡山大学）

1. 裁判員制度

このシンポジウムを始めるに当たり、企画に携わった者として、シンポジウムの趣旨の説明を兼ねて、問題の提起を行うこととしたい。

平成13年6月、司法制度改革審議会は、どのようにすれば「司法制度をより確かな国民的基盤に立たしめること」ができるのかという課題に対する解答として、「刑事訴訟手続において、広く一般の国民が、裁判官とともに責任を分担しつつ協働し、裁判内容の決定に主体的、実質的に関与することができる新たな制度」の導入を提言した¹⁾。この提言を受けて、平成16年には、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（裁判員法）が制定され、平成21年5月21日から、裁判員が参加する刑事裁判がスタートした。

裁判員制度とは、ごく簡単に言えば、有権者の中から選ばれた裁判員が刑事裁判に参加し、職業裁判官と協同して有罪・無罪の決定及び量刑の決定を行う制度である。ここでは、その詳細は省略し、次の2点を確認するにとどめたい。すなわち、第一に、裁判員は、有権者の中から無作為にくじで選出された裁判員候補者の中から、不選任の決定がされた者を除き、さらに無作為にくじで選出される（裁判員法第21条1項及び第37条1項並びに裁判員の参加する刑事裁判に関する規則第35条）というように、裁判員になる積極的な意欲があるか否かにかかわらず選任されうることであり、第二に、裁判員候補者・裁判員に選出された場合には出頭義務が課され（裁判員法第29条1項、第52条及び第63条）、これに違反した場合には10万円以下の過料に処するものとされているということである（第112条）。

そして、最高裁判所が発表した速報によれば、平成22年5月末までの間に、全国で5万2206人の国民が裁判員候補者に選任され、そのうち3369人が裁判員として裁判員裁判に参加したとのことであり、582人の被告人に対して、554件の判決が言い渡されている²⁾。

こうした裁判員制度自体に対しては、この制度が司法に対する理解と信頼とを向上させるという意義を有するものと肯定的に評価する声も少なくなく、実際に裁判員を経験した国民からも好意的な評価が得られているようである。例えば、朝日新聞社によるアンケート調査においても、裁判員経験者の75.0パーセントが「判決に市民感覚が反映された」と感じており、92.1パーセントが「裁判員を経験してみてよかった」と感じていることが分かる³⁾。

反面で、この制度に対しては、国民に対する裁判員制度への参加の強制が、良心の自由ないし信教の自由と深刻な対立をもたらしかねないという指摘もなされており、現に、裁判員候補者に選ばれた信徒から相談を受けて苦慮する僧侶の例や、聖職者が裁判員候補者に選ばれた場合には辞退すべき旨の方針を決定した宗教団体の例がマス・メディアによって報じられている⁴⁾。

もちろん、わが国で活動する宗教団体のすべてが、裁判員就任義務がその信仰にとって負担になると考えているわけではなく、裁判員制度に積極的に参加することが望ましいと考える団体もありうる。しかし、たとえ少数ではあっても、裁判員になることが信仰に反すると信じる者があるとき、その真摯な信仰にいかに向き合うかは、信教の自由の観点からは看過しえない問題であろう。このシンポジウムは、そうした問題意識から企画されたものである。

なお、裁判員制度については、そもそもこの制度自体が憲法違反であるという主張もないわけではなく⁵⁾、信教の自由とは別の観点から制度を検討することも可能である。しかし、宗教学会としては、信教の自由との関係に絞って、裁判員制度の導入に伴って新たに生じてきた問題について考察・検討することとしたい。

さらに、この問題は、裁判員制度をいかに運用し、その中で信教の自由をいかに確保するかという問題にとどまらない。

この問題は、広く、信仰を理由として法令で定められた義務の免除が認めら

れるかどうかという一般的な問題の一場面として捉えることもできるであろう。ある行為が法令で義務付けられ又は禁止されている場合に信仰を理由としてその免除が認められるかどうかという問題は、アメリカでは「宗教への配慮 (accommodation of religion)」の問題として議論がなされてきた。わが国でも、神戸高専剣道実技拒否事件⁶⁾に関連して、一時的に「宗教への配慮」が論じられることがあったが、その後、十分に議論が深まったとは言い難く、信仰を理由とする裁判員就任拒否の問題を考えることを通じて、このシンポジウムが日本国憲法の下における「宗教への配慮」を考え直す機会になることも期待している。

2. 裁判員制度と信仰

裁判員制度の中で国民に対して裁判員となる義務を課すことが信教の自由との関係で問題を生じるとき、2つの場面がありうるであろう。第一に、「人を裁くということ」それ自体が宗教の教えに反するという立場がありうる。例えば、これもマス・メディアによるものであるが、「裁判員裁判は事件を起こした『悪人』を『善人』が漸罪する場」となるのではないかという疑念から「人を裁くことに僧侶としてためらいがぬぐえない」という僧侶の例が報じられている⁷⁾。

第二に、裁判員就任義務に固有の問題ではないが、死刑制度をどう評価するかという問題がある。「死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件」が裁判員裁判の対象とされることから(裁判員法第2条1項1号)⁸⁾、裁判員として裁判に参加した場合、評議の成り行きによっては死刑判決に関与する結果となることがありうる。そこで、宗教上死刑制度に反対する立場から、死刑制度を前提とした裁判員制度にも反対する立場が表明されるのである。

さて、そうした裁判員制度に伴う信仰上の問題については、何よりも、宗教界の関係者にお話いただくのが最も適切であり、宗教の実践の現場で何が問題とされているのかという問題関心を共有するためには、宗教界関係者による報告は不可欠と思われる。そこで、このシンポジウムでは、まず、カトリック中央協議会の岩本潤一先生から「裁判員制度とカトリック教会」と題して、ま

た、本願寺教学伝道研究所の藤丸智雄先生から「仏教者と裁判員制度 — 浄土真宗本願寺派からの視点 — 」と題して、裁判員制度に対するそれぞれの評価と対応について報告していただく。

ただ、先にも述べたとおり、わが国で活動する各宗教団体の中でも、裁判員制度への評価は必ずしも同一ではない。時間の制約上そうした様々な立場のすべての方々に報告していただくわけにはいかないため、ここでは、これまで社会に対してこの問題に関する立場を比較的明確に発信してきた団体を選んでご報告いただくことにした。お二人には、すべての宗教団体の立場を代表するものとしてではなく、宗教界の対応のあくまでも一例としてご報告いただいているということを、一言申し上げておきたい。

3. 諸外国の対応

さて、裁判員になることが自らの信仰に反すると考える者があるとき、法律実務及び法学界は、どのように対応すべきなのだろうか。

比較的古くから陪審制や参審制の経験を有する諸外国では、信仰を理由とする陪審員就任拒否やその他の問題に早くから直面し、信仰を理由とした辞退を認めるなどする国々も存在するようである。そこで、午後の第2部では、外国法との比較法的な研究をしてこられた研究者から、諸外国ではどのような対応がなされているのか、報告していただく。なお、比較の対象となる国としては、陪審制を採用している国と参審制を採用している国を1カ国ずつ選んだ。具体的には、高畑英一郎会員の「陪審制と信教の自由」というご報告が陪審制を採るアメリカ合衆国についての報告、片桐直人会員の「参審制と信教の自由」というご報告が参審制を採用しているドイツについての報告ということになる。

宗教というものを前にして、陪審制や参審制、裁判員制を採用する国家の対応としては、理論上次の4通りがありうる。①信仰に反して陪審員等になる義務を課したとしても信教の自由の侵害とならない以上、その義務の履行が信仰にとって負担となるとしても、免除は認めない（強制型）。②信仰に反して陪審員等になる義務を課したとしても信教の自由の侵害となるわけではないが、

信仰にとっての負担に配慮して、信仰を理由とする免除を政策的に認める（政策的免除型）。③信仰に反して陪審員等になる義務を課すことは信教の自由を侵害するとして、信仰を理由とする免除を憲法上認める（憲法的免除型）。④宗教とりわけ教会が裁判に対して影響力を行使するのを防ぐため、聖職者等には、陪審員等になることを認めない（排除型）。そして、アメリカ・ドイツの対応についても、おそらく、このいずれかに分類されることになるだろう。

なお、このシンポジウムでは取り上げない諸国の例をここで簡単に紹介しておく。まず、イギリスでは、周知のように、刑事法院(Crown Court)における刑事裁判において陪審制が採用されており、1974年の陪審法(Juries Act 1974)は、陪審員が19歳以上65歳以下の有権者から選任される旨を定めている(第1条)。しかし、同法は、「上級聖職者、あらゆる宗派の正規の聖職者、及び修道院、修道会又はその他の宗教共同体で生活する、あらゆる教団の誓願を立てた構成員」については選任される資格がない(ineligible)と定めており(別表一第1部C群)、聖職者等は陪審員となる義務の適用が当然に除外されることとなっている⁹⁾。また、同法第9条2項は、「この法律の下で召喚された者が召喚に従った出席を免れるべき正当な理由があることを関係官吏に十分示したときは、当該官吏は、その者に対し出席を免除することができる」と定めており、真摯な信仰を理由として陪審員となることを拒否する途が開かれている。

また、イタリアでは、重罪院・重罪控訴院における刑事裁判で参審制度が採用されているが¹⁰⁾、「聖職者及び修道者は、陪審の職を免除する」と定めた、聖座とイタリアとの間の1929年2月11日政教協約(ラテラノ協約)第4条の規定を受けて、重罪院の再編成に関する1951年4月10日法律第287号は、参審員の兼職禁止事由(incompatibilità)の一つとして、「宗派を問わず聖職者とあらゆる修道会の修道者」は「参審員の職を受けることができない」と定めている(第12条c号)¹¹⁾。

さらに、フランスでも、重罪院及び少年重罪院における刑事裁判で参審制度が採られている¹²⁾。ただ、フランスの場合、法律の建前の上は、「正当と認められる重大な理由を主張する者」が参審員の職務を免除されうることを認めつ

つも（刑事訴訟法典第258条2項）、「世俗的又は宗教的な種類の道徳的反対は、参審員名簿からの除外を正当化する重大な理由とならない」とされている（第258-1条2項）。ところが、現実には、宗教上の理由で参審員となることを拒否する意向を有する者をあらかじめ除外するという運用がなされ、結果的に信仰を理由とする参審員就任拒否が認められているようである¹³⁾。

ところで、国家が上記の④の対応を採る場合、宗教を理由とする公職からの排除という別の問題を生じることとなる。この問題は、このシンポジウムの直接のテーマではないが、裁判員制度と信教の自由との関係に関連する問題として考察されることを期待したい。

4. わが国の現状

イタリアの例に見られるように、国によっては、聖職者等について参審員等への就任を免除する規定が法令に明記されることがあるが、わが国の場合、信仰を理由とした裁判員就任義務の免除が認められるのかどうかは、法令上は必ずしも明確ではない。

「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第16条第8号に規定するやむを得ない事由を定める政令」（平成20年1月17日政令第3号）第6条は、裁判員になることについての辞退の申立てをすることができる「やむを得ない事由」として、「裁判員の職務を行うこと等により「精神上……重大な不利益が生ずると認めるに足りる相当の理由があること」を掲げている。この政令の規定については、「思想・良心又は信教上の理由から裁判員としての職務を行うことが本人の精神上重大な不利益を与える場合も、辞退が認められ得ることとするものである」という説明がなされている¹⁴⁾。そうすると、真摯な信仰を理由として裁判員になることを拒否しうるかについて考えるとき、この政令の規定がどのように運用されるかが問題となろう。

そうした問題も含め、このシンポジウムの最後に、わが国の現状について、四宮啓先生から「わが国の現状と課題」と題するご報告をしていただく。

以上が、このシンポジウムの「見取り図」である。有意義な議論がなされることを期待したい。

注

- 1) 司法制度改革審議会「司法制度改革審議会意見書 ― 21世紀の日本を支える司法制度 ―」（平成13年）。
- 2) 最高裁判所事務総局「裁判員裁判の実施状況について（制度施行～平成22年5月末・速報）」（裁判所 HP に掲載）。
- 3) 朝日新聞平成22年5月17日朝刊。また、裁判所自身による裁判員経験者に対するアンケート調査では約97パーセントの裁判員経験者が「非常によい経験と感じた」または「よい経験と感じた」と回答している。最高裁判所事務総局「裁判員等経験者に対するアンケート調査結果報告書（平成21年度）」（裁判所 HP に掲載）を参照。
- 4) 朝日新聞平成21年3月3日朝刊「（裁判員時代）裁きと信仰、ジレンマ 死刑、教えに背く 守秘義務、心の重荷」、朝日新聞平成21年6月19日朝刊「（裁判員時代）宗教家は過料払ってでも不参加」など。
- 5) ただし、この制度の導入を推進した論者による合憲論として、佐藤幸治『日本国憲法論』（成文堂、平成23年）354頁及び604頁を参照。
- 6) 最二判平成8年3月8日民集50巻3号469頁。
- 7) 朝日新聞平成21年8月22日夕刊「（裁判員時代）人を裁くこと、僧侶としてためらう 候補の宗教家、参加戸惑い」。
- 8) 実際、平成22年10月25日、耳かき店従業員らの殺害に係る殺人罪被告事件で、裁判員裁判としては初めて死刑の求刑が行われた。
- 9) この取扱いが信教の自由に対する配慮の表れなのか、聖職者の排除なのかは必ずしも明確ではないが、代表的な概説書は、この制度を「免除(exemption)」として扱っている。Norman Doe, *The Legal Framework of the Church of England*, Clarendon Press, 1996, p.201; Mark Hill, *Ecclesiastical Law*, 2nd ed., Oxford U.P., 2001, p.92.
- 10) イタリアの参審制度については、中山博之「イタリア刑事司法制度の視察 ― 参審制度を中心として」自由と正義53巻10号22頁（2002年）、松田岳士「イタリア参審制度の生成過程」自由と正義53巻12号66頁（2002年）、ルイーダ・ランツァ（松田岳士訳）「イタリア参審制度における裁判過程(1)」判例タイムズ1115号46頁（2003年）を参照。
- 11) イタリアでは、すでに1874年6月8日法律において聖職者と陪審員との兼職禁止が定められていたようであるが、少なくともその当時には、聖職者が裁判に影響力を行使するのを排除するという意図が背景にあったようである。Vincenzo del Giudice, *Manuale di diritto ecclesiastico*, 7ª ed., Giuffrè, 1949, p.206. Vedi anche Francesco Finocchiaro (a cura di Andrea Bettetini e Gaetano Lo Castro), *Diritto ecclesiastico*, 10ª ed., Zanichelli, 2009, p.419.

- 12) フランスの参審制度の概説として、芦澤政治「フランスの刑事参審制度について」ジュリスト1195号88頁（2001年）を参照。
- 13) Francis Messner, Pierre-Henri Prélôt et Jean-Marie Woehrling (eds.), *Traité de droit français des religions*, Litec, 2003, p.473 .
- 14) 馬場嘉郎「『裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第16条第8号に規定するやむを得ない事由を定める政令』の解説」法曹時報61巻4号23頁、38頁（平成21年）。